

# 和東町観光案内所英語パンフレット製作業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、和東町観光案内所英語パンフレット製作業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するためのデザイン(企画)提案について、参加事業者が仕様等を十分理解し、本業務の円滑化とサービスが的確に履行できる能力を有するかを審査することを目的として、その手続き等の実施に係る必要な事項を定めたものである。

## 1. 本業務の名称

和東町観光案内所英語パンフレット製作業務

## 2. 本業務の実施場所

和東町内

## 3. 本業務の期間

令和6年10月1日から令和7年3月25日まで

## 4. 本業務の内容

別紙「和東町観光案内所英語パンフレット 特記仕様書」のとおり

## 5. 事業者の選定

事業者の選定は、参加された事業者より提出されたデザイン(企画)提案書等をもとに、「和東町観光案内所英語パンフレット」委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、選定基準に基づいて審査し、本業務を最も的確に遂行できると判断される事業者1社を第一優先交渉権者として選定し、随意契約を締結するものとする。

## 6. 事業者の参加資格及び留意事項

### (1) 基本的要件

和東町の地域振興と深く関わりを持つことを希望される企業、団体等とします。

### (2) 参加資格

- ①参加者は、本業務を受託・履行できる十分な知識及び技術を有する単独企業及び団体等とする。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③会社更生法（昭和27年法律第172号）により、更新手続き開始の申立てをしていない者。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）により、再生手続き開始の申立てをしていない者。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しているものではないこと。

### (3) 参加に関する留意事項

- ①提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出された書類は返却しないものとする。
- ②本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

## 7. 委託料

デザイン並びに製作業務の委託料の上限は、金 500,000 円（消費税を含む）とする。

## 8. 質疑応答

### (1) 質問方法

質問書（様式 5）により、令和 6 年 8 月 23 日(金)

午後 5 時までに FAX (0774-78-4030) でのみ行うものとし、期限を過ぎた質問には回答しないものとする。質問がない場合は提出不要とする。質問者は、FAX 送信後速やかに連絡すること。本所は機器に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

なお、電話、口頭による質問は一切受け付けない。

### (2) 質疑回答

質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対して回答することとし、共通的事項を含む場合は、本所ホームページにて公表する。

### (3) その他

①審査委員の役職・氏名に関する質問には、一切応じない。

②他の参加者に関する質問については、一切応じない。

## 9. 参加申込の手続き等

本プロポーザルへの参加申込を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、各様式等については、和東町観光案内所の窓口にて受け取るか、本所ホームページからダウンロードすること。

### (1) プロポーザル参加申込書（様式 1）

◆提出部数 1 部

◆提出期限 令和 6 年 8 月 30 日（金）午後 5 時必着

### (2) デザイン(企画)提案書一式

◆提出部数 各 3 部

◆提出期限 令和 6 年 9 月 6 日（金）午後 5 時必着

#### ①デザイン(企画)提案書（様式 2）

様式 2 を表紙にして、A4 版・縦型・横書き・左とじで作成するものとし、様式は任意とする。

なお、ページ数は 15 頁以内（表紙含む）とし、プレゼンテーションの時間（説明 15 分）も考え簡潔に分かり易く作成すること。

#### ②事業の実施体制（様式 3）

③委託業務に係る経費の見積書、部数は 5,000 部とする。（様式 4）

④企業・団体等に関する活動や過去の実績がわかるもの。

・企業等の概要がわかる資料（パンフレット等）

### (3) 提出方法

郵送又は直接持参すること。（郵送の場合は、事前に観光案内所まで連絡すること。）

### (4) 提出先

京都府相楽郡和東町大字釜塚小字京町 1 9 番地

和東町観光案内所 指定管理者 和東町商工会 電話 0774-78-0300 FAX 0774-78-4030

## (5) 企画提案者の選定

応募事業者が4社以上の場合、選定委員会において提出書類を審査し、プレゼンテーションを行う業者を3社程度に選定します。

## (6) プレゼンテーション参加要請書の交付

上記審査において選定された参加者にプレゼンテーション参加要請書を郵送にて交付します。(同日に電話で連絡します。)

## 10. 資格喪失

以下の場合、参加資格を失うものとする。

- (1) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (2) 提示した委託料を超える見積を提出した者
- (3) 参加資格の規定に適合しなくなった者
- (4) 提出書類に虚偽の記載や押印を欠くなど参加条件に違反する行為があった者
- (5) その他不正な行為があったと町が認めた者

## 11. 審査及び結果通知

### (1) 審査方法

選定委員会において、デザイン（企画）提案書等の書面及びヒアリングによる審査を行う。審査は、応募者によるプレゼンテーションと質疑応答を実施し、選定基準に基づき審査を実施する。選定委員会は、ヒアリング等による審査後、各選定委員会の評価に基づき、全員の評価点の合計が最も高い応募者を第一優先交渉権者として選定する。

### (2) 結果通知等

- ① 審査結果は応募者の全てに対し、書面にて通知します。
- ② 審査内容及び選定結果に対する問い合わせ及び異議については、一切応じないものとしますので了承の上御参加ください。
- ③ 審査の結果、適切な事業者がない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行いません。

## 12. 選定基準

- (1) 企画提案者を選定するための評価基準は以下のとおりとする。なお、選定基準についての質疑は受けません。

評価項目	配点
本業務の趣旨、目的の理解度について	30点
事業実施に係る企画・製作力について	30点
和東町の観光案内の充実に繋げる方策、次年度以降の展望について	30点
見積書の金額について	10点
評価点合計	100点

### 1 3. 契約の締結

- (1) 選定された受託予定者は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2）により、業務委託契約を和東町観光案内所指定管理者である和東町商工会と締結する第一優先交渉権者となる。
- (2) 第一優先交渉権者は、提案した内容を保証するものとし、提案内容を実現できなかった場合は、実現できるよう無償で措置を行うものとする。
- (3) その他の詳細な手続きは、別途協議の上決定するものとする。

### 1 4. スケジュール

項 目	日 程
企画提案実施要領配付期限	令和6年9月6日(金)
質問書提出期限	令和6年8月23日(金)
参加申込書提出期限	令和6年8月30日(金)
企画提案書提出期限	令和6年9月6日(金)
企画提案書プレゼンテーション	令和6年9月中旬予定
選定事業者決定通知	令和6年9月下旬予定

※日程等は、変更する場合があります。

### 1 5. その他

- (1) 提案にあたっては、著作権等第三者の権利にかかわるものの使用については参加事業者の責任において処理すること。
- (2) 提出種類は、プロポーザルを行う必要な範囲内において複製、複写することがあります。
- (3) 事業者は、業務上知り得た一切の情報を他に漏らす、又は自ら利用してはならない。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、本所と十分協議しスケジュール等その他必要事項を決定するものとする。